

目次

【協議事項】

- | | | |
|----------------------------|-----|---------|
| 1. 令和7年度予算について | 資料1 | P 1 |
| 2. 地域内フィーダー系統の認定申請について | 資料2 | P 2～9 |
| 3. 八代市地域公共交通計画の計画期間延長について | 資料3 | P 10、11 |
| 4. 第2次八代市地域公共交通計画（素案）について | 資料4 | P 12、13 |
| 5. 「ごかぐるま」の運行内容の見直し（案）について | 資料5 | P 14 |

【報告事項】

- | | | |
|----------------------------|-------|---------|
| 1. 八代市地域公共交通計画の進捗について | 資料6-1 | P 15 |
| 2. フィーダー系統変更届出について | 資料6-2 | P 16、17 |
| 3. 今年度の路線の見直し（案）について | 資料6-3 | P 18 |
| 4. タクシーチケット・高速バス運賃割引事業について | 資料6-4 | P 19、20 |

余白

【協議事項1】令和7年度予算（案）について

【収入】

款	項	目	節	前年度予算 (A)	本年度予算 (B)	比較 (B)-(A)	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金		0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 国補助金	8,539,000	9,054,000	515, 000	地域内フィーダー系統 確保維持費国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入		1	1	0	預金利息
合 計				8,539,001	9,054,001	515,000	

【支出】

款	項	目	節	前年度予算 (A)	本年度予算 (B)	比較 (B)-(A)	説 明
1 運営費	1 会議費	1 会議費		0	0	0	
	2 事務費	1 事務費		0	0	0	
2 繰出金	1 繰出金	1 繰出金		8,539,001	9,054,001	515,000	八代市への繰出
3 予備費	1 予備費	1 予備費		0	0	0	
合 計				8,539,001	9,054,001	515,000	

○補助対象系統を運行している事業者に対しては、毎月の実績に基づき、八代市が補助金を交付していることから、国庫補助金収入は全額八代市に繰り入れる。

【協議事項 2】

地域内フィーダー系統の認定申請について

<協議いただく内容>

国庫補助金の交付を受けて地域内フィーダー系統※の運行を確保・維持しようとするときは、本会議の議論を経て策定された地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定申請する必要があります。国に対して計画の認定申請を行うにあたり、計画の策定について 地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。本市の乗合タクシー等 9 系統を継続して補助対象系統として申請します。また、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください。

※一般には幹線交通（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスや乗合タクシーなどを指しますが、狭義では、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を示します。

<関係資料>

- 資料 2－1 補助制度説明資料（認定申請について、事業ポンチ絵）
- 資料 2－2 認定申請書、地域公共交通計画別紙、添付資料（表 1、表 5）

地域内フィーダー系統の認定申請について

1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照(国土交通省公表資料)

3. 補助対象事業者

八代市地域公共交通会議

※補助金は、八代地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を八代市へ納入。

4. 補助対象となる系統

- ①東町線 ②産島線 ③平和町線(右廻り)
④平和町線(左廻り) ⑤日奈久～坂本線 ⑥鏡町線
⑦高田線 ⑧ごかぐるま ⑨百済来～坂本線

※①、②、③、④、⑦、⑧は補助対象地域間幹線系統に接続するもの

⑤、⑥、⑧、⑨は過疎地域など交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するもの

5. 主な補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ①補助対象地域間幹線系統(複数の市町村をまたがる系統(H13.3.31時点))に接続するものであること、又は、過疎地域など交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するものであること。
②新たに運行を開始又は公的支援を受けるもの、又は、前年度補助対象期間から引き続き運行を行うものであること。
③経常赤字が見込まれること。

6. 補助率

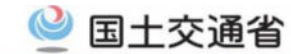
補助対象経費の2分の1以内

※補助対象経費:補助対象の経常費用と経常収益の差額

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R7.6	R8 計画認定申請
R7.9	R8 計画認定
R7.10～R8.9	R8 事業実施
R7.11	R7 補助金交付申請
R8.2	R7 補助金交付決定
R8.4	R7 補助金交付

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

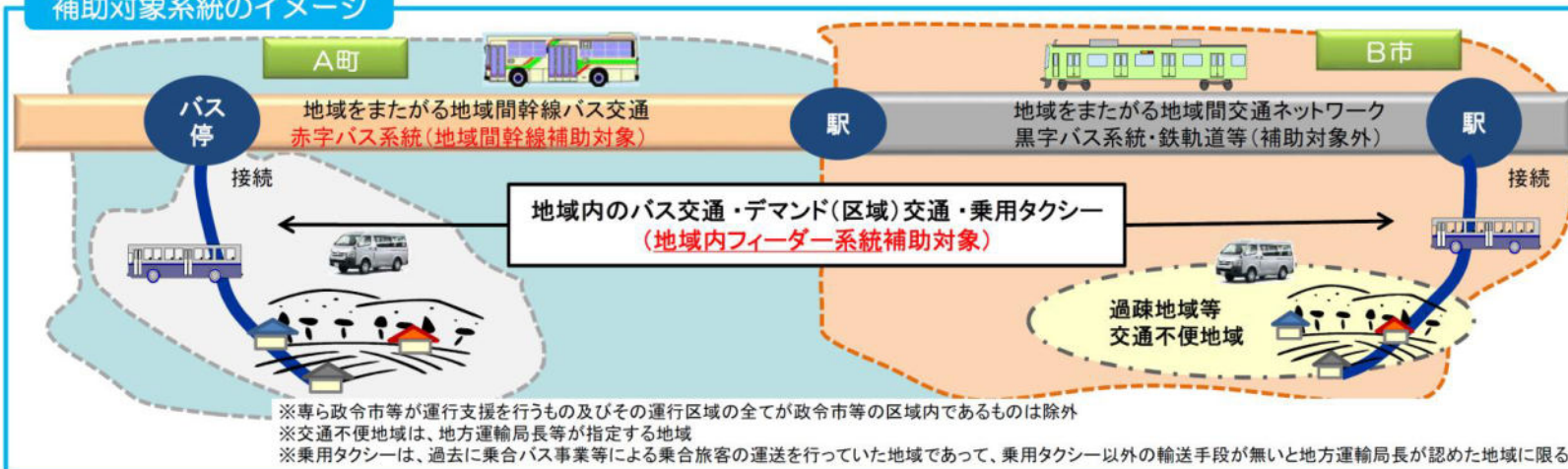
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

八公交第●●●号
令和●年●月●日

令和●年●月●日

（名称）八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議
住 所 熊本県八代市松江城町 1－2 5
代 表 者 氏 名 会長 福島 誠治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
八代市は、国道 3 号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、ＪＲ鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。 市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。 このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要なものとして機能している。 しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少し、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生している。 申請する 9 系統は、路線再編により廃止となった路線バス 4 系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）から乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた地域を運行する系統、利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統及びバス・タクシー事業者による輸送サービスが困難な交通空白地域を運行する系統（自家用有償旅客運送）である。 今後も買い物や通院、通学など日常生活の様々な外出時の移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。 交通不便地域等の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するためにも地域公共交通確保維持事業を活用し当該 9 系統を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標 八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した 5 系統、鏡町線及びごかぐるまは、系統毎の利用者数を目標値とする。 令和 4 年 4 月より運行を開始した高田線、及び令和 5 年 1 0 月より運行を開始した百済来～坂本線については当面稼働率^{（注 1）}を目標値とする。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

系統名	指標	現況値	R8 年度	R9 年度	R10 年度
東町線	利用者数	711 人/年	976 人/年	1,241 人/年	1,507 人/年
産島線	利用者数	1,458 人/年	2,059 人/年	2,196 人/年	2,332 人/年
平和町線	利用者数	6,267 人/年	6,635 人/年	7,002 人/年	7,370 人/年
日奈久～坂本線	利用者数	2,317 人/年	2,472 人/年	2,627 人/年	2,782 人/年
鏡町線	利用者数	890 人/年	934 人/年	978 人/年	1,022 人/年
高田線	稼働率	15.1 %	30 %	40 %	50 %
ごかぐるま	利用者数	518 人/年	543 人/年	568 人/年	593 人/年
百済来～坂本線	稼働率	9.3 %	30 %	40 %	50 %
・現況値は 令和5年10月～令和6年9月 の実績値（平和町線は右回り左回りの合計） ・ごかぐるまのみ 令和6年4月～令和7年3月 の実績値 令和8年度以降の利用者数の目標値については、令和10年度にコロナ禍以前の水準まで利用者数を引き上げるため、令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）の実績値を令和10年度の目標値とする。 鏡町線及びごかぐるまにおいては、現況値を令和10年度まで毎年5%増加することを目標とする。 高田線及び百済来～坂本線においては、令和10年度までに稼働率を50%とすることを目標とする。 （注1）稼働率：設定されている便数に対する、予約があって実際に運行された便数の割合					
（2）事業の効果					
2.（1）の9系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。					
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体					
○利便性向上に向けた運行サービスの見直し ①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集（市、交通事業者、市民） ○情報提供の充実 ①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実（市、交通事業者） ○利用促進 ①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施（市、交通事業者） ※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付					
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者					
「表1」を添付					

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を予算の範囲内で負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計 ・利用者アンケート ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 21 年 5 月 12 日（平成 21 年度第 1 回） 協議会設立 ・令和 2 年 7 月 1 日（令和 2 年度第 1 回）生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う ・令和 2 年 9 月 11 日（令和 2 年度第 3 回）文書協議生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う ・令和 3 年 5 月 20 日（令和 3 年度第 1 回）文書協議生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う ・令和 4 年 1 月 24 日（令和 3 年度第 3 回）平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う ・令和 4 年 3 月 16 日（令和 3 年度第 4 回）文書協議地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（高田線の追加）について協議が調う ・令和 4 年 6 月 24 日（令和 4 年度第 1 回）地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う ・令和 4 年 11 月 21 日（令和 4 年度第 3 回）五家荘地域への自家用有償旅客運送導入及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う ・令和 5 年 6 月 21 日（令和 5 年度第 1 回）文書協議地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について協議が調う ・令和 5 年 7 月 24 日（令和 5 年度第 2 回）地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（百済来～坂本線の追加）について協議が調う ・令和 6 年 6 月 24 日（令和 6 年度第 1 回）地域公共交通計画の変更及び地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について協議が整う ・令和 7 年 4 月 2 日 交通事業者より社名変更通知 ・令和 7 年 6 月 25 日（令和 7 年度第 1 回）地域公共交通計画の変更及び地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通会議のメンバーとして八代校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。 ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。 ・八代市 MM 推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。 - その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。 ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。 ・令和 2 年 10 月地域公共交通会議における協議を経て、地域公共交通計画を策定した。 ・平和町線の見直しに係る地域を対象として、利用希望等のアンケート調査を実施した。 ・ごかぐるまの導入に係る利用希望等のアンケート調査を実施した。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八代市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	68,475
交通不便地域等	19,724

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
19,223	坂本町、鏡町、東陽町、泉町	過疎法第3条
318	二見下大野町	局長指定
183	二見野田崎町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八代市地域公共交通計画	令和2年10月1日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別表 7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	㈱神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			246日	442.0回			区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡家地区			323日	1007.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタウ ン八代	弥次分校前	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタウ ン八代	南平和町	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	㈱神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			355日	1635.0回			区域運行	②(1) ②(2)	日奈久温泉駅で地域間 交通ネットワーク肥後お れんじ鉄道と接続	③
	㈱八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			210日	539.0回			区域運行	②(1)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	㈱神園交通	(7) 高田線		高田地区 麦島地区			144日	288.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(一社)五家荘地域 プロジェクト	(8) ごかぐるま		五家荘地 区			194日	350回			区域運行	① ②(1)	佐保の湯で補助対 象地域間幹線系統 低用線と接続 有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続 人吉駅前で地域間交 通ネットワーク湯前線及び 市房登山口と接続	③
	㈱神園交通	(9) 百済来～坂本線		坂本地区			219日	876.0回			区域運行	②(1)	新開橋で地域間交 通ネットワーク坂本 線と接続	③

【協議事項3】

八代市地域公共交通計画の計画期間延長について

＜協議いただく内容＞

「八代市地域公共交通計画」の計画期間が、令和7年9月に終了するため、「第2次八代市地域公共交通計画」（以下、「第2次交通計画」）の策定を進めている。

一方、県全域の公共交通政策の指針となる「熊本県地域公共交通計画」については、現在策定が進められており、令和8年4月から計画期間が開始となる予定である。

そのため、「第2次交通計画」の計画期間を関連計画に合わせて令和8年4月からとするために、現行の「八代市地域公共交通計画」の計画期間を令和8年3月まで延長することとしたい。

【変更内容】

- ・ 変更前計画期間：令和2年10月から令和7年9月までの5年
- ・ 変更後計画期間：令和2年10月から令和8年3月までの5年6か月

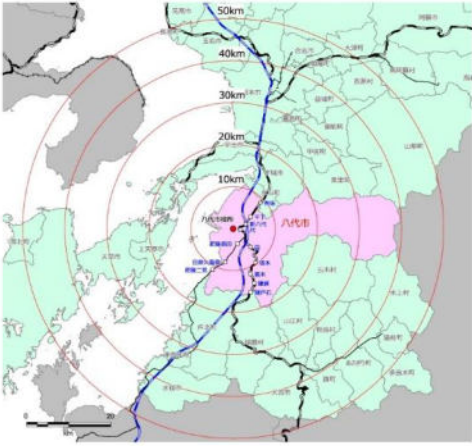
【新】

1. 計画の概要

1-2. 対象区域

本計画は、八代市全域を対象とします。
これに加え、市内外を行き来する鉄道や路線バスも対象とし、広域での移動にも考慮します。

■八代市の位置



1-3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年10月から令和8年3月の5年6か月とします。

2

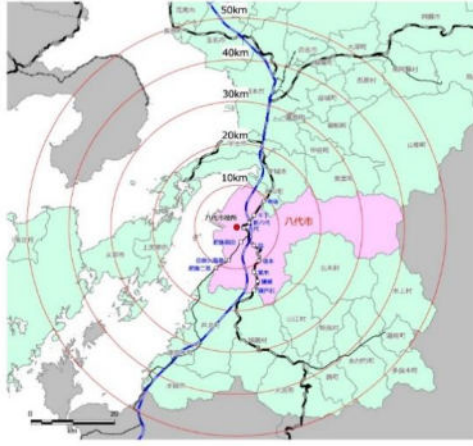
【旧】

1. 計画の概要

1-2. 対象区域

本計画は、八代市全域を対象とします。
これに加え、市内外を行き来する鉄道や路線バスも対象とし、広域での移動にも考慮します。

■八代市の位置



1-3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年10月から令和7年9月の5年とします。

2

【協議事項4】第2次八代市地域公共交通計画（素案）について

○現計画策定(令和2年)時の問題点

高齢化や人口減少等は社会状況は変化し続け、高齢者の免許返納が注目されるなど、公共交通に期待される役割が大きくなる中、残存する交通空白地域や、公共交通の確保維持に係る財政負担の増大、利用者の減少といった本市の将来にわたる公共交通の持続可能性を揺るがす未解決の問題点・課題点が散見された。

更に令和2年2月頃から広がり始めた新型コロナウイルス感染症の影響により交通利用者が激減し、各交通事業者は大きな打撃を受けた。加えて令和2年7月豪雨により、坂本地区が甚大な被害を受け、JR肥薩線や肥薩おれんじ鉄道も大きな被害を受けた。

○第2次八代市地域公共交通計画策定の背景

令和2年10月に「八代市地域公共交通計画」を策定し、路線バス・乗合タクシーのダイヤ改善や、路線バスや乗合タクシーへの転換など、移動ニーズに応じた改善を進め、効率化を図ってきた。コロナ禍の影響により大きく減少した利用者数は、徐々に回復したもののコロナ禍以前の利用者数には戻っていない状況である。さらに、運転手の労働時間に関する2024年問題や、ドライバー不足の深刻化、燃料費や人件費高騰による運行経費の上昇など公共交通の運営環境は非常に厳しくなっている。

また、本市では新八代駅周辺の開発や、県営工業団地整備のプロジェクトが進められており、今後これらに伴う交通ニーズの変化も予想される。

○課題

(現計画)

(第2次計画)

課題	関連する第2次計画の課題
利便性に関する課題	
①移動特性に応じた公共交通サービスの確保	【1】【3】
②より利用しやすい利用環境への改善	【1】【5】
効率性に対する課題	
③並走する区間・時間が存在する鉄道と路線バスの運行の効率化	【1】
④重複する市街地循環バスと一般路線バスの運行の効率化	【1】【5】
⑤乗合タクシーの需要に応じた運行内容の調整	【1】【5】
持続可能性に関する課題	
⑥財政負担額の抑制	【6】
⑦公共交通への興味・関心への更なる喚起と利用促進への発展	【5】
⑧新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用者減少からの回復	【5】
⑨令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興	【1】【3】



【1】今後の人口減少を見据えた公共交通ネットワークの再構築

【2】新八代駅周辺、県営工業団地の開発に伴う新たな移動ニーズへの対応

【3】移動制約者や交通不便地域の移動を支える

【4】運転手不足への対応

【5】公共交通の維持に向けた利用促進策の展開

【6】財源の有効活用と公共交通サービスの効率化

○施策

(現計画)

施策	課題	関連する主な 第2次計画の施策
新幹線に関わる施策	②⑦	
・二次交通の維持・充実等による利用促進		【5-1】【5-2】
・観光等との連携による利用促進		【5-4】
在来線：JR鹿児島本線に関わる施策	①②⑦	
・鉄道のあり方及び活用方法検討		【1-1】
・二次交通との接続強化		【5-1】【5-2】
在来線：JR肥薩線に関わる施策	①②③⑦⑨	
・肥薩線運休期間中の地域内交通の確保		【1-1】【3-1】
・肥薩線の復旧に向けた協議及び復旧後のあり方・活用方法の検討		【1-1】
肥薩おれんじ鉄道に関わる施策	①②③⑦	
・鉄道のあり方及び活用方法検討		【1-1】
・二次交通との接続強化		【1-1】【5-2】
高速バスに関わる施策	②⑦	
・熊本空港方面とのアクセス機能の確保		【5-1】
路線バスに関する施策	①②③④⑥⑦⑨	
・利便性向上に向けた運行サービスの見直し		【5-1】【5-2】
・効率性向上に向けた運行サービスの見直し		【1-1】【6-1】
乗合タクシーに関わる施策	①②⑤⑥⑦⑨	
・利便性向上に向けた運行サービスの見直し		【3-1】【5-2】【6-1】
・路線の転換・新設		【1-1】【3-1】
・坂本地域における地域内交通の確保		【1-1】【3-1】
一般タクシーに関わる施策	①②⑦	
・他交通機関と連携した利用促進		—
・ICT技術を活用したサービス向上に向けた研究		【1-1】
その他モビリティに関わる施策	①②⑦	
・新たな交通サービスの導入		【1-1】【3-1】
情報提供に関わる施策	②⑦⑧	
・情報提供の充実		【5-3】【5-4】
・利用促進		【5-3】【5-4】
新型コロナウイルス禍からのV字回復に関わる施策	⑦⑧	
・安全、安心に利用できる環境の形成		【5-4】
Maasの導入に向けた研究に関わる施策	①②⑦	
・Maasの導入に向けた研究		—

(第2次計画)

【1-1】公共交通ネットワークの最適化

【2-1】開発動向に応じたバス路線網の見直し

【2-2】開発地における新たな移動手段の導入検討

【3-1】地域との協働による地域内交通の改善・維持

【4-1】運転手確保に向けた支援

【5-1】交通結節点の整備と機能強化

【5-2】市街地循環バス・乗合タクシーの運行改善

【5-3】バス停の待合環境の整備や案内の充実

【5-4】情報発信やイベント等の利用促進策の実施

【6-1】持続可能性を高めるための収支の改善

【協議事項5】「ごかぐるま」の運行内容の見直し（案）について

五家荘地域の自家用有償旅客運送「ごかぐるま」は、交通空白地における地域住民の移動手段を確保し、安心して暮らしていける地域を目指すことを目的に令和5年1月に運行を開始しました。

この度、利用者の利便性向上及び事業継続性の観点から運行内容の見直しを行うことを委員の皆様にご報告し、料金の改定についてご協議いただくものです。

1. 概要

実施主体	(一社)五家荘地域プロジェクト
運行形態	自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）
運送の区域	八代市泉町五家荘地域
運行について	○区域内の運行 ○区域外への運行 ・区域外への運行は、行き先を八代・氷川、五木・人吉、美里・甲佐の3方面とする ・バス停・駅・病院・商業施設等を区域外の目的地とする

2. 運行内容の見直しについて

(1) 見直し内容

	現 状	見直し案
運行日	月～金の週5日運行 (12/29～1/4は運休)	年末年始(12/29～1/4)を除き、全日運行
運行便数	1運行日につき1方面の運行	区域内外問わず、時間割が対応可能であれば、1日に複数回の運行も可とする
料 金	区域内 250 円/回 区域外 1,000 円/回	区域内 片道 500 円/回 往復 800 円/回 区域外 片道 2,000 円/回 往復 3,000 円/回

(2) 見直し時期

令和7年10月

【報告事項1】公共交通計画の進捗について

八代市地域公共交通計画 重要業績指標(KPI)等進捗管理表

No.	交通モード等	指標	現況値 (計画策定時)	R3評価			R4評価			R5評価			R6評価			目標値	本編 掲載箇所	
				実績値	対目標値	評価	実績値	対目標値	評価	実績値	対目標値	評価	実績値	対目標値	評価			
数値目標(重点戦略で定める指標)																		
	1	市民アンケート	路線バスや乗合タクシーなどの公共交通機関を利用しやすいと感じる割合	24.0%	25.9	△4.1	↓	21.5	△8.5	↓	21.3	△8.7	↓	17.6	△12.4	↓	30.0%	P48
	2	路線バス 市街地循環バス 乗合タクシー	市民一人当たりの公共交通(路線バス・乗合タクシー)の年間利用回数	4.2回/人・年	3.7	△0.9	↓	3.9	△0.7	↓	4.2	△0.4	↓	4.2	△0.4	↓	4.6回/人・年	
重点業績指標(KPI)																		
	1	新幹線	新幹線との接続性を確保したバスの便数の割合	24.0%	41.8	12.8	↑	64.0	35.0	↑	64.0	35.0	↑	63.4	34.4	↑	29.0%	P51
	2	JR鹿児島本線	八代駅の乗車人員	1,976人/日	1,515	△485	↓	1,607	△393	↓	1,691	△309	↓	公表前	-	-	2,000人/日	P54
	3	JR肥薩線	八代駅～坂本駅間の輸送サービスの便数	16便/日	13 (平日)	△3	↓	13 (平日)	△3	↓	13 (平日)	△3	↓	13 (平日)	△3	↓	16便/日	P58
	4	肥薩おれんじ鉄道	市内駅乗降者数	46.8万人/年	36.6	△10.4	↓	36.4	△10.6	↓	39.3	△7.7	↓	39.6	△7.4	↓	47.0万人/年	P62
	5	高速バス	すーぱーばんぺいゆ利用者数	5.6万人/年	1.8	△3.8	↓	3.0	△2.6	↓	3.9	△1.7	↓	3.5	△2.1	↓	5.6万人/年	P67
	6	路線バス	一般路線バス(市街地循環バス除く)の利用者数	30.1万人/年	26.2	△3.9	↓	25.2	△4.9	↓	27.4	△2.7	↓	25.5	△4.6	↓	30.1万人/年	P70
	7	市街地循環バス	市街地循環バスの利用者数	25.2万人/年	17.3	△11.5	↓	19.5	△9.3	↓	20.9	△7.9	↓	21.7	△7.1	↓	28.8万人/年	
	8	乗合タクシー	乗合タクシー利用者数	3.6万人/年	2.3	△2.4	↓	2.4	△2.3	↓	2.3	△2.4	↓	3.6	△1.1	↓	4.7万人/年	P76
	9	一般タクシー	一般タクシー(乗用事業)利用者数	124万人/年	76.1	△47.9	↓	85.6	△38.4	↓	86.1	△37.9	↓	公表前	-	-	124万人/年	P83
	10	その他モビリティ	新たな交通サービスの導入検討数	-	1	△1	↓	3	1	↑	5	3	↑	7	5	↑	2件	P87
	11	情報提供の充実	公共交通マップ・総合時刻表の更新	最新情報に更新	更新済	達成	→	更新済	達成	→	更新済	達成	→	更新済	達成	→	最新情報に更新	P90
	12	新型コロナウイルス禍からの回復	肥薩おれんじ鉄道、路線バス(市街地循環バス含む)、乗合タクシーの利用者数	111.9万人/年	82.4	△29.5	↓	83.4	△28.5	↓	89.9	△22.0	↓	90.4	△21.5	↓	111.9万人/年	P94
	13	MaaS	MaaS導入に向けた取組件数	-	1	0	→	3	2	↑	5	4	↑	7	6	↑	1件	P96
【総評】利用者数を目指している項目については、依然コロナ禍前の水準には戻っておらず、乗合タクシー利用者数を除き現況値を下回ったが、肥薩おれんじ鉄道、路線バス(市街地循環バス含む)、乗合タクシーの合計利用者数は前年度より増加した。 その他の項目については概ね計画どおり実施された。																		
【令和7年度の方向性】 利用状況を勘案した路線の見直し、利用促進についての取組みを充実する。																		

【報告事項2】フィーダー系統変更届について

陸上交通様式第1（日本工業規格A列4番）

八 公 交 第 2 号

令 和 7 年 4 月 2 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議

会長 福島 誠治

住 所 熊本県八代市松江城町1-25

地域公共交通計画変更届出書

令和6年9月25日付け国総地第125号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和7年4月3日
- 変更箇所
 - (1) 表1 申請番号1,5,7,9番系統の運行予定者名
 - (2) 八代市地域公共交通計画（本体）の「7. 補助系統に係る 事業の概要や役割等を示した一覧表」（P105）の実施主体
 - （変更前）(有)神園交通
 - （変更後）(株)神園交通
- 変更理由
令和7年4月3日付で、実施主体である交通事業者の名称が変更となるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 維 持 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別表 7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	㈱神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			252日	478.0回			区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 都築地区			346日	1280.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタウ ン八代	弥次分枝前	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタウ ン八代	南平和町	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	㈱神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			354日	1345.0回			区域運行	②(1) ②(2)	日奈久温泉駅で地域間 交通ネットワーク肥薩お れんじ鉄道と接続	③
	㈱八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			220日	528.0回			区域運行	②(1)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	㈱神園交通	(7) 高田線		高田地区 麦島地区			143日	286.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(一社)五家荘地域 プロジェクト	(8) ごかぐるま		五家荘地 区			171日	324回			区域運行	① ②(1)	佐俣の湯で補助対 象地域間幹線系統 砥用線と接続 有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続 人吉駅前で地域間交 通ネットワーク湯前線及び 市房登山口と接続	③
	㈱神園交通	(9) 百済来～坂本線		坂本地区			220日	879.0回			区域運行	②(1)	新開橋で地域間交 通ネットワーク坂本 線と接続	③

【報告事項3】今年度の路線の見直し（案）について

地域公共交通計画に基づき、乗合タクシーの見直しを行う予定です。

◆見直しの方針◆

- (1) 利便性向上に向けた運行サービスの見直し①、②（※計画 P77、78）
- (2) 坂本地区における地域内交通の確保①、②

※計画：「八代市地域公共交通計画」(R2.10 策定)

令和7年度見直し実施予定表

○乗合タクシー
(現在)

路線名	運行形態	運行区間	運行曜日	運行回数 (便/日)
平和町線	路線定期	ゆめタウン八代 ～ゆめタウン八代	毎日	8
渋利～坂本線	区域運行	渋利上～新開橋	火・木	2
中津道～坂本線	区域運行	瀬戸石駅前～新開橋	平日	3
鮎尾～坂本線 (日光・辻・登保経由)	区域運行	上登保～新開橋	月・木	2
深水～坂本線	区域運行	上深水公民館～新開橋	水・金	2
坂本線	路線定期	八代市役所前～新開橋	平日 土・日・祝	20 13
百済来～坂本線	路線定期 路線不定期運行	小川内～新開橋	平日 土・日・祝	9 6
鮎尾～坂本線	路線定期運行 路線不定期運行	川原谷～新開橋	平日 土・日・祝	7 6
日奈久～坂本線	区域運行	日奈久温泉駅～新開橋	毎日	10
落合～種山線	区域運行	落合～種山	毎日	6
岩奥～落合線		内桑～落合	月～土	7
古園～落合線		古園～落合	月～土	7

(変更案)

路線名	方針	見直し内容	運行区間	運行曜日	運行回数 (便/日)
平和町線	(1)	乗降場所の追加(1か所) ルート変更(水島方面経由) 町内要望対応	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
渋利～坂本線	(1) (2)	増便(火・木の午後) 乗降場所(坂本支所前(仮))の 追加に伴うルート変更	渋利上 ～坂本支所前(仮)	火・木	4
中津道～坂本線			瀬戸石駅前 ～坂本支所前(仮)	月・水・金 火・木	3 4
鮎尾～坂本線 (日光・辻・登保経由)			上登保 ～坂本支所前(仮)	月・火 木	2 4
深水～坂本線			上深水公民館 ～坂本支所前(仮)	火・水・木・金	2
坂本線	(1) (2)	乗降場所(坂本支所前(仮))の 追加に伴うルート変更	八代市役所前 ～坂本支所前(仮)	(変更なし)	(変更なし)
百済来～坂本線			小川内 ～坂本支所前(仮)	(変更なし)	(変更なし)
鮎尾～坂本線			川原谷 ～坂本支所前(仮)	(変更なし)	(変更なし)
日奈久～坂本線			日奈久温泉駅 ～坂本支所前(仮)	(変更なし)	(変更なし)
岩奥～種山線(仮)	(1)	3路線を 内桑→古園→落合→種山 の1路線へと変更 ※現在の便数は維持	内桑～種山 落合～種山 内桑～落合	毎日 毎日 月～土	5 1 2

見直し実施時期：平和町線、落合～種山線、岩奥～落合線、古園～落合線・・・令和7年10月

上記以外（坂本地区）・・・令和8年2月以降（坂本支所開所後）

【報告事項4】 タクシーチケット・高速バス運賃割引事業について

八代市物価・エネルギー価格高騰対策事業

地域への応援企画

タクシーの

とく得チケット作戦

期間限定

令和7年6月1日(日)～令和7年11月30日(日)迄



¥5,000分の
タクシー乗車券(1枚¥500が10枚)を

なんと!!
なんと!!

¥3,000

で販売します!!

5000冊
限定!
お一人様2冊まで

※ チケット販売、及びご利用可能期間は、令和7年6月1日から、令和7年11月30日までと致します。
 ※ チケット販売枚数には限りがございます。(追加発行無し)
 ※ チケットご購入時に、ご住所・氏名など記録させて頂きます。
 ※ 購入されたチケットの払戻しはできない事をご承ください。
 ※ チケットでの障害者割引は適用外となります。

※ 現金でのご購入の方に限らせて頂きます。
 ※ お一人様2冊まで、ご購入頂けます。
 ※ チケットご利用分のおつりは出ません。
 ※ チケットご利用時の不足分は現金でお願いします。

とく得チケットの販売 お問い合わせ

熊本県タクシー協会 八代支部	神園交通	32-2121	昭和タクシー	35-4181
親和タクシー	33-1139	千丁タクシー	46-0009	中央タクシー
西田交通	32-1414	八代タクシー	32-7151	大和タクシー
				31-1234

八代商工会議所 32-6191

空港バス「スーパーばんぺいゆ号」

路線延伸!

くまモン
ポートまで
直通に
なりました



路線延伸記念!

くまモンポートでの乗
降は**500円割引!!**

市内便でもくまモンポートでの乗降は最大500円割引

※本キャンペーンは2025年10月まで予定していますが、予定額に達し次第、期間内であっても予告なく終了する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※子供料金・その他割引との併用はできません。

※電子チケットは対象外です。



写真提供：(社)熊本県観光連盟

お問い合わせ先：神園交通 事務所 ☎0965-33-2122